

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	令和6年度低所得者支援給付金関係事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)」の方針に基づき、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による家庭の負担増を踏まえ、徳島市が実施する令和6年度低所得者支援給付金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

徳島市長

## 公表日

令和6年9月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和6年度低所得者支援給付金関係事務
②事務の概要	<p>「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において示されたとおり、エネルギー・食料品価格等の物価高により厳しい状況にある者に対する支援のため、新たに令和6年度に住民税均等割が非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯に対して、1世帯あたり10万円の現金を給付するとともに、新たに令和6年度のに住民税均等割が非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯の子育て世帯に対し、子ども1人あたり5万円の現金を給付する。</p> <p>次の事務において特定個人番号を利用する。          令和6年度分住民税が他市区町村で課税されている者について、所得情報を照会し、支給要件の審査確認及び支給処理を行う事務。          本給付金を迅速に支給するため、公金口座情報を取得し、公金口座の登録がある対象者へ支給処理を行う事務。</p>
③システムの名称	給付金給付支援システム(Salesforce)、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバー、個人住民税システム(税務システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
低所得者支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項別表の135の項</li> <li>・番号法別表の主務省令第74条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10号</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条8号</li> <li>・番号法第19条8号の主務省令 第2条の表第160項と第162条</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康福祉政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>徳島市総務部総務課 情報公開担当          〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地          088-621-5152</p> <p>徳島市健康福祉部健康福祉政策課 低所得者支援・調整給付担当          〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地          088-621-5547</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市健康福祉部健康福祉政策課 低所得者支援・調整給付担当 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5547

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ○ ] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ○ ] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	